



第445号

昭和46年12月5日

昭和24年10月10日第三 郵便物認可

やお市政だより

発行所 大阪府八尾市役所
八尾市本町 TEL代03831
印刷所 サラヤ印刷株式会社

市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1. 若い力をそだてましょう。1. あたたかい心でまじわりましょう。1. みどりのまちをつくりましょう。1. 文化財をたいせつにしましょう。1. 働くよろこびに生きましょう。

市の動き

●みんなの手で「ゴミゴン」を追放しよう

事業者は事業活動によって生ずる廃棄物を
すべて自らの責
任において適正
に処理しなければ
ならない。



《廃棄物の処理および清掃に関する法律》

私たちの家庭から出るゴミや工場・事業所が出す産業廃棄物は、年を追うごとに種類も変わり、量も多くなってきています。

このため、これまで汚物の処理や公衆衛生向上の基準とされていた清掃法が、このほど新しい時代に見合うように根本的に改められ事業所が出すゴミ（産業廃棄物）は、事業所が責任をもって処分しなければならなくなりました。

また、ご家庭から出るゴミの処理も、できるだけゴミの集取・運搬など清掃事業に協力していただくことが義務づけられています。

私たちの生活活動から出るゴミは、みんなの自覚と協力で処理しようというのが、今回の法律改正のねらいです。

■事業所のゴミは原則として各事業所が責任をもって処分してください

新しい法律（廃棄物の処理および清掃に関する法律）は「事業者は事業活動によって生ずる廃棄物を、すべて自らの責任において適正に処理しなければならない」としています。

つまり、これまで市の清掃事業所に依頼していた産業廃棄物の処理は、各工場、事業所

が責任をもって処理しなければならなくなつたわけです。

もちろん、その廃棄物が法律で定められている別掲の産業廃棄物に指定されていなくても、事業活動で出たものなら各事業者が処分しなければいけません。

各事業所で処分ができないときは、府が許可する産業廃棄物処理業者に委託したり、特別の場合は市・清掃事業所に依頼して処理する方法もありますが、いずれにしても事業活動でできた産業廃棄物は事業者の責任で処理しなければならなくなつたのです。

■産業廃棄物は正しく処理しましょう

産業廃棄物を処分するときは、他の人の迷惑にならないよう、収集・運搬・処分のまじりにしたがつて処理しなければなりません。

これらの基準に違反する方法で処理した事業所には知事が改善命令を出し、その命令に従わないときは罰則として6カ月以下の徴役または10万円以下の罰金が課せられることになっていますのでご注意ください。なお、産業廃棄物の処理方法・基準は廃棄物の種類に

よって異なりますので、くわしいことは市・清掃事業所（91-7345）へ直接お問い合わせください。

■各ご家庭でも、燃えるゴミ、燃えないゴミを区別するなど清掃事業所活動にご協力ください

一般家庭から出るゴミの処分は以前のとおり市の責任になっていますが、清掃事業というものは市民の協力がなくてはどうもスムーズにいきません。

このため新しい法律では、家庭のゴミは各家庭で処分するよう努め、処分できないゴミは燃えるゴミと燃えないゴミを区別したり、大きなゴミは所定の場所に集めるなど、清掃事業所へ協力していただくことを義務づけられています。

■空地の不法投棄にご注意ください

土地や建物を持っている人は、常に土地・建物を清潔にしなければいけないと決められています。とくに空地を持っている人は不法投棄にご注意ください。

不法投棄はさらに罰則がきつくなりまし

た。

もし不法投棄を発見されたら車の番号や会社名・所有者名を警察または市・清掃事業所電（91-3881内線237）へお知らせください。

◆産業廃棄物◆

事業活動でできたゴミは、すべて産業廃棄物と呼ばれますが、新しくできた法律・政令で定められているおもな産業廃棄物は次のようなものです。

- ☆パルプ、紙加工・製造・新聞業・出版業印刷製本業などの紙くず
- ☆木材・家具・パルプ製造業、木材の卸売業などによる木くず
- ☆繊維工業の繊維くず
- ☆食料品製造、医薬品・香料を製造するのに使った動植物の固形状の不要物
- ☆ゴムくず
- ☆金属くず
- ☆ガラスくず、陶磁器くず
- ☆鋳さい
- ☆建築廃材
- ☆畜産農業の動物のふん尿・動物の死体
- ☆ばい煙施設でできるばいじん



●みんなで歳末の犯罪をなくそう

警察、防犯協会では12月を「歳末の犯罪をなくす運動月間」と決めて、年末防犯に全力をあげています。

市民のみなさんも次のことがらを守って年末の犯罪を追放しましょう。

◎錠前・金具・戸ピラ 錠前、金具、戸びらを点検して、こわれている部分を取りかえましょう

◎銀行からの帰りみち 銀行から大金を引き出して帰るときは、スリやひったくりの被害

にかからないようお金は肌身につけて持ちましょう

◎愛のひと声運動 未成年者が喫煙、飲酒しているところや、シンナー遊びをしている若者を見かけられたら「やめなさい」とひと声かけましょう

◎防犯灯 防犯灯の電球がつかないまま放ってあるところはないか調べましょう

（写真近鉄八尾駅で防犯を呼びかける婦人警官）



やお市政だより

第445号

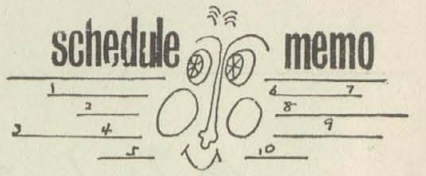
2

昭和46年12月5日

市の行事

12/11 (土)		
12 (日)	★市民体育大会 民踊の部 教育センター ★人権を守る集い 13.00~17.00 ★収税事務の取り扱い(収税課、保険課)	
13 (月)	★ 心配	
14 (火)	★ 家児 ★ 交通 ★ 青少 ★ボクとママの体操教室 13.30~16.00 教育センター ★不用犬の受付 9.00~15.00 八尾保健所	★市議会本会議 10.00~ 議場
15 (水)	★近畿交通安全デー ★ 家児 ★特設人権相談 14.00~16.00 人権擁護委員会室 (市民ホール) ★子宮ガン検診 (電話予約制)13.00~14.00 八尾保健所	
16 (木)	★ 法律 ★ 青少 ★婦人スポーツ教室 (バレーホール) 13.30~16.00 教育センター	★一般スポーツ教室 (バレーホール) 17.30~21.00 教育センター
17 (金)	★ 家児 ★ 身障 ★府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室 ★3歳児の健康診査 (43年6月生まれの女児) 13.30~15.00 八尾保健所	★ツベルクリン接種 14.00~15.00 市立病院
18 (土)		
19 (日)		
20 (月)		★BCG接種 14.00~15.00 市立病院
21 (火)	★ 家児 ★ボクとママの体操教室 13.30~16.00 教育センター ★出張献血 10.00~15.00 市立病院	★ツベルクリンの接種 9.15~11.00 八尾保健所 ★不用犬の受付 9.00~15.00
22 (水)	★冬至 ★ 家児 ★子宮ガン検診 (電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所	★年末ダンスパーティー18.00~労働会館 (山本)
23 (木)	★ 青少 ★婦人スポーツ教室 (バレーホール) 13.30~16.00 教育センター	★一般スポーツ教室 () 17.30~21.00 ★BCG接種 9.15~11.00 八尾保健所 ★年末ダンスパーティー 18.00~ 労働会館 (山本)
24 (金)	★ 家児 ★ 身障	
25 (土)	★固定資産税第3期納期限 ★国民健康保険税第5期分納期限	

★みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係へ (TEL91-3881)



《年金保険料は控除の対象》

昭和46年1月1日から12月31日までに納めた国民年金の保険料は、生命保険のように控除の対象になります。

年末調整や所得の確定申告の時には忘れず所得から控除してもらいましょう。



《年末ダンスパーティー開催》

八尾地区労、労働会館など共催の年末ダンスパーティーがことしも次のとおり開かれます。

☆とき 12月22日、23日 午後6時から

☆ところ 市立労働会館2階大ホール (近鉄山本駅下車すぐ南)

入場料は無料です。



《電話設置の申込みは無料》

「電話の申込みをしてあげる」と言って手数料(3千円程度)をとっている業者がありますが、電話設置の申込みの手数料は無料ですので、ご自分で電話局にかけ申し込んでください。

また、債券を売られる時は、信用のある証券会社をお選びください。



《無効になる郵便貯金が年間12億円も》

郵便貯金をしているが、通帳をタンスなどにしまいこんで長い間忘れていたり、転居の届けを忘れていた人はおられません。

郵政省では、このような人たちに、無効(最終の出し入れなどから10年後)になる旨の通知をしていますが、連絡がないために権利を失って国庫に入ってしまう貯金が、なんと1年間に全国で12億5千万円もあります。

あなたも、もう一度忘れていないかを調べもよりの郵便局に届けましょう。

身障 = 身体障害者相談 **心配** = 心配ごと相談 いずれも13時~16時 福祉会館で

家児 = 家庭児童相談 10時~16時 福祉会館で

青少 = 青少年愛護相談 9時~17時 教育センターで

交通 = 交通相談 **法律** = 法律相談 いずれも13時~16時 市民相談室で

● 12月12日・26日の日曜日も収税事務を取り扱います

日曜日にも
休みません
12月12日と26日

収税事務の取扱い

■収税課では、12月を市税完納促進月間として、市税の納期内納付を呼びかけています

収税課では、18日の土曜日午後と12日、26日の日曜日にふだん留守がちで納付できない方のために納税の受付、納税の相談などの事務を取り扱いますので、ぜひご利用ください。

また、何かの都合で税金を滞納しておられる方がありましたら、30日まで事務を取り扱いますので、年内に完納してください。

■保険課では、国民健康保険税第5期分の納付を呼びかけています

国民健康保険税第5期分の納期限は12月25日です。まだ納めていない方は、期限内に市役所、各出張所、もよりの金融機関までお納めください。

保険課でも、12月12日、26日の日曜日も納税の受付、納税相談を行ないます。

また、第1期分から第4期分まで、まだ納めておられない方も年内にお納めください。

やお市政だより

第445号

3

昭和46年12月5日

お知らせ

●歳末助け合い運動のこと

電91-3881 内線390

■あなたの愛の手で明るいお正月を迎えてもらいましょう

ことしも残り少なくなりました。こどもたちも「もういつ寝るとお正月…」と指折り教え、お正月がくるのを心まちにしています。しかし、こんなこどもたちばかりとはいえません。働ける人のいない家庭の人たち、みよりのないこどもやおとしよりがたくさんおられます。

みなさんのまわりでもどうしてお正月を迎えようかと悩んでいる人がおられるかもしれません。

このような人たちのために、ことしも12月1日から年末まで、「歳末助け合い運動」を行ない、各戸に募金袋を回したり、社会福祉協議会（光南町1丁目）に募金窓口を設けますので、みなさんの暖かい思いやりと少しの儉約で、この運動にご協力くださいますようお願いいたします。



●人権週間のこと

電91-3881 内線392

■「語り合う集いと映画会」に参加しましょう

12月4日～10日は、人権週間です。これにちなみ「語り合う集いと映画会」を次の日程で開催しますので、多数ご参加ください。

☆とき 12月12日（日）午後1時～5時

☆ところ 教育センター

☆語り合う集い 6分科会にわけ、教育をうける権利の保障、婦人の権利の確立、こどもたちの権利の保障、市民的権利と生活保障、働くものの権利の保障、地方自治などについて各分科会に別れて話し合います。



☆映画会 東宝映画「上意討」

●水道のこと

電22-1661

■寒波のシーズン、水道管を保護しましょう

屋外に露出した水道管や水せん柱は、寒さのため、中の水が凍って破裂するおそれがありますので、今からナワ、布、ポリエチレンテープなどをまいて水道管を保護しましょう。

水道局では、簡単に保護できる保温テープを、1mあたり40円でおわけしていますのでご入用の方は、水道局までお越しください。



また、水道管が凍りついたとき、ぬるま湯で徐々にあたためてください。急に熱湯をかけると管が破裂することがありますからじゅぶん注意してください。

●清掃のこと

電91-3881 内線381

■ゴミの自家搬入は申請書が必要になりました

清掃事業所では、じんかい処分地の有効利用と整理のため、12月1日から事業者または市民のみなさんが清掃庁舎にゴミを持ってこられる（自家搬入）場合、必ず申請書に必要事項を記入して、それを持ってきていただくという方法をとりますので、ご協力をお願いします。



申請用紙は市役所衛生課、清掃庁舎、各出張所にありますのでご利用ください。

なお自家搬入の場合は、いったん清掃庁舎（別宮339-1）へお越しください。

●納税のこと

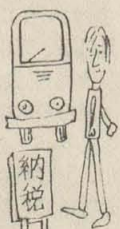
電91-3881 内線227

■こん月も次のところに移動窓口車がとまります

固定資産税第3期分の納期限はこん月25日です。

こん月も、次の日程で移動窓口車が各地区に駐車し、納税事務を取り扱いますので、隣り近所お誘い合わせのうえ、ご利用ください

12月18日（土）○竹洲南陽温泉横 20日（月）○下竹洲橋、△山本中央市場、△八尾センター 21日（火）○波川神社前、△日の出市場前、△DMストア前 22日（水）○八尾デパート前、△高安ストア前△高安市場



前
○印については、午前10時から12時まで、△印については、午後2時から4時までです。

また、税金は、12月31日まで市内の各郵便局、農業協同組合、各銀行に納めることができますので、ご利用ください。

●おとしよりのこと

電91-0090（社会課）
電91-3881 内線242（保険課）

■来年1月から70歳以上のおとしよりなどは無料で治療がうけられます

来年1月から70歳以上のおとしよりと65歳～69歳の障害者（福祉年金の所得基準以下の人）などは無料で治療を受けることができます。

これらの人に「医療証」を発行しますが、これを健康保険証に添えて医師や病院の窓口で見せれば、無料で治療がうけられます。

12月中旬に市役所から「老人医療費の受給資格通知書」をお送りしますので、通知書、現在加入している医療保険証、印かんを持って、指定日（通知書にかかれていた日）に市役所市民ホールなどにお越しください。その

場で「医療証」をお渡しします。ただし、この医療証は、国民健康保険に加入している人、社会保険（健康保険、日雇健康保険など）の被扶養者に限りお渡しするものです。



また、現在70歳未満の人で、こんご70歳になられた時は、無料化の適用を受けられますので、70歳になられた時に申請してもらうことになっています。

なお、くわしくは、市社会課または保険課まで

●防火作文のこと

電92-2281

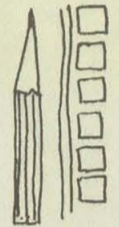
■あなたも防火作文をおよせください

市消防本部では、次のとおり防火作文を募集していますので、「私は火事についてこう思う」「防火はこんなふうにしたらよい」というご意見・ご提案がありましたら作文にまとめてお寄せください。

優秀作には、5千円から2万円までの賞金が贈られます。

☆応募資格 市民または市内に在学、通勤されている人

☆応募のきまり 400字 づめの原稿用紙5枚程度で、黒インクかB以上の鉛筆でお書きください。



市消防本部予防課（栄町2丁目3番10号）で受け付けていますので、12月20日までにお願いします。

●文化祭のこと

電91-3881 内線393

■菊花展、短歌、俳句大会、詩吟大会の入賞者が決まりました

菊花展（大菊、小菊）、短歌、俳句大会、詩吟大会の入賞者が決まりました。

【農】＝農林大臣賞、【文】＝文部大臣賞
【知】＝知事賞、【市】＝市長賞、【議】＝議長賞、【教】＝教育委員会賞、【優】＝優秀賞、【努】＝努力賞、【佳】＝佳作賞、【奨】＝奨励賞、【ラ】＝ライオンズクラブ賞、【ロ】＝ロータリークラブ賞、【商】＝商工会議所会頭賞、【銀】＝銀行賞、【入】＝入選、【青】＝青年会議所理事賞です。（敬称略）

＜菊花展＞

☆大菊の部＝【農】東角秋男（幸町）【文】岡本茂造（東大阪市）【市】木戸口佳隆（植松）【議】高井一馬（桂町）【教】渡辺喬（幸町）西川松子（小阪合）【優】小林節子（久宝寺）山本三松（植松）此永義男（泉町）鏡堂龍太郎（久宝園）平井節次（幸町）【努】網本三郎（泉町）【佳】森下宇之助（福万寺町）矢島淳伍（幸町）【奨】鳥養千代松（西山本町）花岡徳行（萱振町）【ラ】坂本仁三郎（旭ヶ丘）【ロ】篠崎武史（西山本町）【商】村田基太郎（末広町）【銀】花崎脩三（上之島南）

☆小菊の部＝【知】谷村文子（山城町）【市】深尾富美子（黒谷）【議】木戸口佳隆（植松）【努】花咲脩三（上之島南）

＜短歌、俳句大会＞

☆短歌＝【市】辻野忠（末広町）【議】宇佐美とみ（刑部）【教】裏野英子（天王寺屋）平尾龍逸（安中町）【優】花房延子（植松町）【努】因基富太郎（久宝寺）【佳】瀬良伊勢（栄町）【ロ】加村恒子（植松町）【銀】小

寺常義（山本町北）
☆俳句＝【市】日下小波（弓削）【議】西尾佐一郎（大阪市）【教】関邦星（大阪市）寺井ますえ（藤井寺市）【優】岩井静雄（大阪市）松本透水（藤井寺市）【努】小西照子（本町）【佳】野稻暁風（中田）【奨】有馬豊子（桜ヶ丘）【ラ】村上唯志（本町）
【商】太田閑子（福万寺町南）【入】高見岳子（柏原市）木村彦太郎（大阪市）大江しづれ（緑ヶ丘）藪田元一（末広町）西野光子（東大阪市）日高十九馬（植松町）柳谷正美（南小阪合町）祭原純子（大阪市）西田のりを（宮町）橋本博（弓削）竹井東郊（旭ヶ丘）堀木長子（大阪市）

＜詩吟大会＞

【市】松山貴久（田井中）【議】道本秀治（亀井町）【教】中村清美（亀井町）井上ますゑ（山本町南）【優】炭本晃（亀井町）【努】生見重久（大阪市）【佳】植田康雄（長池町）【ラ】中野都雄（弓削）【ロ】森岡サカエ（西山本町）【商】巽福治（亀井町）【銀】安宅モト（植松町）

＜川柳大会＞

【市】土田欣之（春日町）【議】杉田絵己子（池田市）【教】小浜牧人（神戸市）定金冬二（富田林市）【ロ】岩垣一点子（大阪市）【商】永田六童子（中田）井村俊二（高砂町）【ラ】定金冬二（富田林市）【青】中田たつお（堺市）





やお市政だより

第445号

4

昭和46年12月5日

市の話題

●秋晴れのもとハイキングをかねた 「史跡めぐり」が行なわれました

秋晴れの11月21日、約180名が参加して、ハイキングをかねた「第12回史跡めぐり」が行なわれました。

これは、市民憲章の「文化財をたいせつにしましょう」の実践のひとつとして41年3月から行なわれているものです。

午前9時30分に近鉄信貴山口駅を出発。高安山の中腹づたいに神光寺、来迎寺、玉祖神社、木村重成の墓などを見て回りましたが、玉祖神社では日頃見られない重要文化財の「北条時政制札」や「男女神像」を見ることができ、楽しい1日をおすごしました。



●「愛の軍手」の定期便がことしも 市役所に届けられました

毎年暮れになると決まって市役所に届けられる「愛の軍手」の定期便が、11月25日、市民相談室に届けられました。

届けられた軍手は、120人分で、人に頼まれたという40歳ぐらいの女の人が、「日一日と寒くなります。いつもながらの軽少の品、お役にたてば幸いです。」という手紙を添え持ってきて、名前もつけず立ち去られました。

この定期便は、ことしで9年目。市では、昨年と同様、寒風の中で働いている清掃の職員に使ってもらうことになりました。



●勤労感謝の日を前に、八尾幼稚園児 は消防署などに花束を贈りました

「いつもありがとう」と八尾幼稚園の園児は、11月20日、八尾警察署、消防署、市役所などを訪れ、花束を贈り日頃の労苦をねぎらいました。

これは、毎年行なわれているもので、この日も6クラスがそれぞれ1クラスずつわかれ市役所、八尾警察署、消防署など6カ所を訪れ、菊の花束と「いつもありがとう」と園児が書いたたんざくを贈りました。

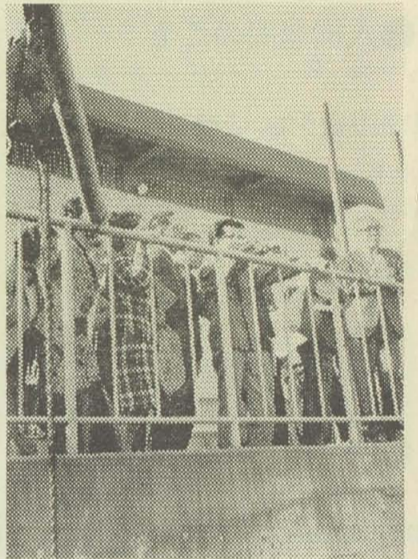
八尾消防署では、ポンプ車が勢ぞろいしている前で園児らが、仲野消防長に声を合わせお礼の言葉をいい、花束を贈りました。

●市政モニター30人が小阪ポンプ場 など施設見学しました

市公聴課は、11月26日、寝屋川南部流域下水道小阪ポンプ場、市立し尿処理場、低区配水池など市政モニターによる施設見学会を行いました。

これは、第1回モニターアンケートを実施したところ、下水、排水施設の充実を望む声が高かった。そこで第2回は下水道を中心としたアンケートを実施するため施設見学会を行なったものです。

この日、市政モニター30人は、小阪ポンプ場、市立し尿処理場など見て回りましたが係員の説明を熱心に聞いていました。



●市消防本部は、危険物運搬車両の 街頭取締りや防火展示会を行ない ました

11月26日から12月2日まで「秋の火災予防運動」が行なわれましたが、市消防本部は、期間中、危険物運搬車両の街頭取締り、各ターミナルで防火展示会、巡行パレードなど行ないました。

危険物運搬車両の街頭取締りは、この運動を前にした25日、府消防防災課、計量安全課八尾警察署と協力して、服部川11531の外環状線で行ないましたが、検査した68台のうち、48台が違反車でした。このうち、タンクロー



リーが33台で59件、トラックが15台で21件。

この期間中、防火運動を市民に徹底しようと、市役所玄関前、国鉄八尾駅、近鉄八尾駅などで、過去の火災現場の写真、燃えたインチキ毛布など展示したり、消防クイズを行ないました。

市役所玄関前では、訪れる市民のほとんどがこのクイズに応募し、午後4時までのしめ切りまでに約500名が解答、消防クイズは大成功でした。

また、この運動の始まった26日、婦人団体連合会の協力を得て、消防本部と消防団が合同で、広報車、ポンプ車などを使い、市内を回り、防火を呼びかけました。

しあわせを築く道

同和問題入門 (65)

■部落解放の国策樹立要求以来、実に7年8 ヵ月もかかって、「同対審答申」が出され ます

部落解放要求貫徹全国大行進は、9月10日から全国の市町村・府県に対する行政闘争を展開しながら、東京に集まりました。

昭和36年10月10日、東都で国民大会をひらき全国の要求を結集して、内閣各省に対して行動を展開したのでした。

その中で、昭和35年に成立した同和対策審議会設置法で、存続期間2ヶ年の時限立法でありながら、委員の人選をめぐって1ヶ年半も空費したという政府の怠慢を追求しました。

「①急速な委員の編成、②時限立法の期間の延長、③審議会の権能の強化、④審議会の結論までは各省は自主的



に政策を進めて行き、結論が出た後はその線で積極的に具体化すること、⑤大蔵省は同和対策予算に優先的のうづけをする事」などをつきつけ、部落解放政策樹立に対する請願書が、衆・参両院に対して提出されたのです。

このような運動のたかまりの中で、やっと政府は腰をあげ、昭和36年11月1日、委員任命を行い、12月7日池田首相から諮問が行なわれ、同和対策審議会が実質的に発足したのです。

同和対策審議会は、その任期を2度にわたって延長し、昭和40年8月11日、答申が出されました。

その間、部落解放同盟は、毎年中央行動をくりかえし、答申に部落大衆の要求をもちこむようにつぎあげたのです。

部落解放同盟が、国策樹立を要求してから実に7年8ヶ月もかかっての答申でした。